

労働者供給事業説明会

登録説明・送り出し教育



**災害時の仕事確保、
復興支援のためにも**労働者供給事業の登録を！
災害前に労働者供給事業の登録と送り出し教育の受講を！

日時

10月11日(日)
PM13:30～

会場 建設ユニオン本部(4階会議室)

参加 職種は問いません。趣旨を理解し、災害時のこの対応にご理解ご協力
いただける方、興味のある方は、参加をお待ちしています。

都心で災害が発生すると、材料供給の停止や交通規制により現場が止まることが想定されます。技能をお持ちの建設業の皆さまには、復興支援のボランティアにご協力いただくことになります。

労働者供給事業に登録いただくことで、応急仮設木造住宅の建設時にご協力の連絡が届きます。建設にあたっては労働者として、自治体から依頼を受けた主幹事工務店と組合との契約条件(賃金・労働時間等)のもとで就労いただきます。

災害発生後に『登録』『送り出し教育の受講』を行うのでは時間がかかり過ぎます。災害に備え、発生前の今、ぜひ説明会にご参加ください。

※応急仮設木造住宅の建設は主に大工職を対象としますが、**災害の状況によっては他職種にも協力を要請する場合があります。職種を問わず、登録・説明会へのご参加をお願いします。**

職種について

応急仮設木造住宅の主な対象職種は大工となります。

しかし、災害の規模によっては、大工だけでは足りず、他職種の募集が行われる可能性があります。大工職以外の職種についても積極的に登録をお願いします。



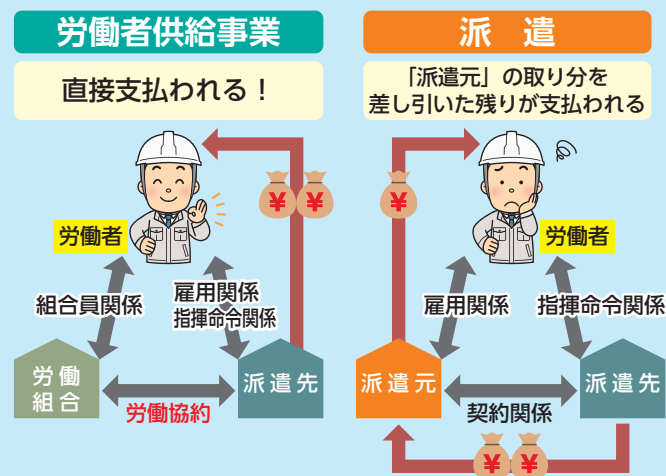
登録について

登録は事業所単位ではなく、個人ごとの登録となります。事業所として一括登録されるものではありませんので、ご協力いただける技能者お一人おひとりに、個別にご登録いただく必要があります(事業主の方は、所属される技能者の皆さまへの周知・お声がけをお願いいたします)。

賃金について

応急仮設木造住宅建設における賃金額は、CCUS(建設キャリアアップシステム)のレベルに応じて決定される予定です。ご自身の技能を正に評価していただくためにも、CCUSへの登録・技能評価を今のうちに進めておくことが重要です。CCUS登録がお済みでない方は、この機会にあわせてご準備ください。

労働者供給事業（労供事業）とは…



建設業では現場で働く労働者の派遣は一切禁止されていますが、一見似た制度として、厚生労働省から認可を受けた労働組合が企業と契約を結び、『労働協約^{※1}』に基づき労働者（組合員）を企業（働き先の会社）に供給する事業が『労働者供給事業』です。

建設ユニオンはこの認可を受け『賃金』や『処遇』の改善を目的にこの事業を行っています。これまでユニオンでは災害支援などの際にこの事業を行ってきましたが、新しい仕事・雇用確保のカタチとして取り組みを進めます。

労働者供給事業は災害時対応（応急仮設）だけではありません。

労働者供給事業には「ハウスメーカー等への短期的な社員化」事業もあります。これは、ハウスメーカー等の事業者から該当職種についての供給依頼があった時にその事業者の現場で労働者として就労する事業です。

労働者供給事業の主なメリット

- ①労働協約で決まった給与や休日などが保証されるので、安心して現場で働けます！
- ②休日出勤や残業時の割増賃金もしっかりもらえます！
- ③手数料を引かれることも、ピンハネもなし！賃金は全額直接支払われます。^{※2}
- ④ガソリン代や高速代、金物代などの経費負担は一切なし！現場経費は企業負担です。
- ⑤税金面の優遇も！給与所得なので、消費税の売上対象にもなりません。
- ⑥労災は企業の労災適用。一人親方労災等も現場作業中は不要です。^{※3}
- ⑦不払いの心配なし！万が一、倒産があっても賃金の一定額が保証されます。^{※4}

- ※1 建設ユニオンと企業が、就業時間・休憩時間・休日・給与・残業代・各種補償等を取り決めたもの。これに基づき、労働者（組合員）は企業と雇用契約を結び、予め決めた期間で仕事をします。
- ※2 期間にもよりますが、雇用保険や厚生年金・健康保険の自己負担分は支払いから差し引かれます。
- ※3 期間中にこの事業以外の現場で事故があった場合は、一人親方労災等の適用となります。
- ※4 労働者であれば倒産時には優先債権となるほか、賃金の支払の確保等に関する法律で給与の8割が国から保証されます。

東京、神奈川、千葉、茨城、埼玉に広がる首都圏建設産業ユニオン

城北支部

TEL 03 (3888) 2595
FAX 03 (3881) 3496

城南支部

TEL 03 (3786) 2233
FAX 03 (3785) 4756

世田谷支部

TEL 03 (3425) 0881
FAX 03 (3425) 1809

杉並支部

TEL 03 (3396) 7333
FAX 03 (3397) 1848

練馬支部

TEL 03 (3925) 0009
FAX 03 (3925) 0635

東多摩支部

TEL 042 (354) 8055
FAX 042 (354) 8056

多摩北支部

TEL 042 (479) 2260
FAX 042 (479) 2267

多摩中央支部

TEL 042 (563) 2666
FAX 042 (563) 0140

多摩支部

TEL 042 (625) 2351
FAX 042 (626) 4055

本部

TEL 03 (3462) 5331
FAX 03 (3462) 5334

神奈川支部

TEL 045 (943) 8941
FAX 045 (943) 8961

千葉支部

TEL 047 (311) 2527
FAX 047 (311) 2528

茨城支部

TEL 029 (871) 0219
FAX 029 (871) 0821

埼玉支部

TEL 048 (465) 5933
FAX 048 (466) 8647

ホームページ
はこちら➡



「労働者供給事業」登録・説明会 10月11日(日)参加申込書

氏名

所属支部

メールアドレス

種別 あてはまる 種別に✓を して下さい	☐ 法人事業主（従業員 有）	☐ 個人事業主（従業員 有）	☐ 法人事業所 従業員
	☐ 法人事業主（従業員 無）	☐ 個人事業主（従業員 無）	☐ 個人事業所 従業員
	☐ 一人親方		
職種	具体的な職種 複数記可		

※職種と具体的な職種の記載例

大工 → 型枠 ・ 2×4 ・ 在来 ・ 造作

外壁 → サイディング ・ ALC ・ タイル ・ PC(プレキャストコンクリート)

申込 FAX 03-3462-5334 (E-mail seminar@kensetu-union.com)

お申込みは、10月5日(月)までに上記の申込書を所属(最寄り)の支部、または本部へFAXしてください。